

【各種内訳等の欄の記入について】

記入に関する注意事項

5. 給与収入の内訳

日給

月収

勤務先名等

勤務先から受ける給与、賞与、賃金等(パート・アルバイト含む)

給与支払先からの源泉徴収票がない場合に記入してください。

・日給額および勤務日数を記入してください。

・月収を記入してください。
※日給の場合：日額×勤務日数の金額を記入してください。

・お勤め先の事業所名または給与支払者の個人名を記入してください。
※支払先が複数ある場合は全て記入してください。

6. 営業等所得・農業所得・不動産所得・雑所得(業務)の内訳

営業等

農業

不動産

雑(業務)

【申告対象例】
小売業・生命保険等外交員等

【申告対象例】
農業・畜産業等

【申告対象例】
地代・家賃等

【申告対象例】
原稿料、講演料、ネットオークション等の個人取引、シェアリング・エコノミー等の副収入

・屋号及び事業所所在地を記入してください。
※不動産の場合は、不動産の所在地

・事業に関する収入金額等および各種経費を記入してください。

・減価償却費がある場合は、別途『(3)減価償却費の内訳』について記入してください。

・専従者給与がある場合は、別途『(4)事業専従者に関する事項』について記入してください。

・申告対象となる帳簿、領収書等につきましては、ご自宅にて5年間保管してください。

7. 雑所得(その他の内訳)

収入

経費

個人年金・暗号資産等

必要経費

・生命保険より支払のある個人年金保険

・仮想通貨等の暗号資産取引等

・既払込保険料等

※窓口にて申告する場合は、収入、経費(掛金等)のわかるものをご持参ください。

9. 総合譲渡・一時所得の金額に関する事項

総合譲渡(短期)

総合譲渡(長期)

一時

・土地・建物以外の資産の売却等
・保有期間が5年以内の資産の譲渡

・土地・建物以外の資産の売却等
・保有期間が5年を超える資産の譲渡

生命保険に基づく一時金等

【特別控除について】

・総合譲渡(短期・長期合わせて)：50万円まで(※)

一時所得：50万円まで(※)

※収入－経費の金額が
→50万円以下の場合：その金額全て
→50万円を超える場合：上限50万円

10. 別居の親族に関する

住民基本台帳において異なる世帯の親族を扶養とする場合に必ず記入してください。
※国外居住である場合は区分に ☒ を入れてください。

5 給与所得の内訳

※給与所得のある人へ、源泉徴収票のない

月日給加給金月収

12

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

賞与等

合計

勤務先名

法人番号又は所在地

電話番号

6 営業等所得・農業所得・不動産所得・雑所得(業務)の内訳

(1)営業等所得・農業所得・雑所得(業務)【番号：】(事業所所在地：)

科目金額

収入金額

売上原価

必要経費

2)不動産収入(不動産の所在地：)

科目金額

収入金額

経費

所得金額(①－②－③)

(3)減価償却費の内訳

減価償却資産の名称等(機械器具等を含む)

取得年

①取得価額

②償却の基礎となる金額

耐用年数

③償却率

④当期償却額

⑤当期中の経費累計額(②×④×⑤)

未償却残高

合計

(4)事業専従者に関する事項【所得税における青色申告の承認の有無(有・無)】

事業専従者の氏名続柄生年月日従事月数専従者給与(控除)額

1

2

事業専従者の氏名続柄生年月日従事月数専従者給与(控除)額

1

2

個人番号

個人番号

8 配当所得の内訳

配当の支払者(法人番号又は所在地)の名称

必要経費

差額(所得)

配当の支払者(法人番号又は所在地)の名称

支払確定年月

収入金額

納税の金額(控除)の金額

総合譲渡・一時所得(総合譲渡・一時所得)に関する事項

①収入金額②必要経費③差引金額(①－②)④特別控除額⑤所得金額(③－④)

総合譲渡短期長期一時

合計⑤(③＋((④＋⑤)×⑥))

右の上の金額を表面の12に、ロの金額を表面の13に、ハの金額を表面の14に記入してください。
右の二の金額を表面の26の所得金額欄へ記入してください。

(1)別居の親族(別居の親族)の扶養(扶養)に関する事項

ふりがな氏名住所

配偶者

30歳未満又は70歳以上

留学

障害

38万円以上の支払

ふりがな氏名住所

配偶者

30歳未満又は70歳以上

留学

障害

38万円以上の支払

11 寄附金に関する事項

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ所轄した金額を記入して下さい。ただし、認定特定非営利活動法人及び特定認定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、右欄に記入せず、別途「寄附金控除申告書(ウ)」を提出してください。

寄附先名称等

寄附金額

令和8年度 市民税・県民税の申告について

この申告書は、市民税・県民税および国民健康保険税などの算定資料となります。また、所得証明書・課税(非課税)証明書などの各種証明書発行の際にも必要となりますので、期限内に申告いただきますようお願いいたします。
※国民健康保険に加入している人は、保険料の算定資料となりますので、収入がなかった場合でも申告書の提出にご協力をお願いいたします。

(申告対象期間)
・令和7年1月1日から令和7年12月31日までの収入

(申告をしなければならない人)
・令和8年1月1日現在那珂川市に住所を有する人

(申告をしなくてよい人)
・所得税の確定申告をする人
・給与以外に収入がなく、勤務先等から給与支払報告書が提出されている人

(申告に必要なもの)
・源泉徴収票(支払調書)等収入がわかるもの
・個人番号がわかるもの(マイナンバーカードなど)
・健康保険・年金・介護保険などの社会保険料に係る支払証明書または領収書
・自営業の人は、帳簿や必要経費の領収書など
※申告の内容によって必要なものは異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

【申告に必要なもの】※電子申告の場合も以下の書類が必要となります。

必ず提出および提示いただくもの

・マイナンバーカード(個人番号カード)、または通知カード
※写しでも可
(マイナンバーカードをお持ちでない場合に併せて提出するもの)
・本人確認書類(運転免許証・パスポート等)

所得金額

雑損控除

医療費控除

セルフメディケーション税制の場合

社会保険料控除

小規模企業共済等掛金控除

生命保険及び地震保険料控除

配偶者(特別)控除

扶養控除

特定親族特別控除

障害者控除

勤労学生控除

寄附金控除

種別

提示または提出書類(窓口受付の場合)

添付書類(郵送の場合)

給与

公的年金等

その他

総合譲渡・一時

雑損控除

医療費控除

セルフメディケーション税制の場合

社会保険料控除

小規模企業共済等掛金控除

生命保険及び地震保険料控除

配偶者(特別)控除

扶養控除

特定親族特別控除

障害者控除

勤労学生控除

寄附金控除

種別

提示または提出書類(窓口受付の場合)

添付書類(郵送の場合)

給与

公的年金等

その他

総合譲渡・一時

雑損控除

医療費控除

セルフメディケーション税制の場合

社会保険料控除

小規模企業共済等掛金控除

生命保険及び地震保険料控除

配偶者(特別)控除

扶養控除

特定親族特別控除

障害者控除

勤労学生控除

寄附金控除

・収入金額と必要経費がわかる書類等

・源泉徴収票

・収入と必要経費のわかる書類等
※個人年金の場合：支払額と必要経費(掛金額)がわかるもの

・収入と必要経費のわかる書類等

・り災証明書等被害にあったことのわかる証明書
・災害等関連支出の領収書

・『医療費控除の明細書』
・各種証明書
※おむつ証明書等
・医療費通知(医療費のお知らせ)(原本)
※医療費通知を添付し、『医療費控除の明細書』の記載を省略する場合に限りです。

・セルフメディケーション税制の明細書
・一定の取り組み(予防接種等)を行ったことがわかる書類

・国民健康保険・介護保険・国民年金・後期高齢者医療保険等の納付証明書または領収書等支払額がわかるもの
※国民年金は控除証明書の提出が必要です。

・掛金額の支払証明書(個人型確定拠出年金など)

・生命保険・個人年金・地震保険料控除証明書

・扶養親族のマイナンバーカードまたは通知カード
※写しでも可
※国外居住親族を扶養にとる場合は、必要書類が異なりますのでお問い合わせください。

・障害者手帳(身体・精神・療育等)

・各種学校や法人から交付される証明書等

・寄附先及び寄附額のわかるもの(寄附受領証明書等)

【その他の注意事項】

○提出期限を過ぎた場合でも受付いたしますが、所得証明書・課税(非課税)証明書などの各種証明書の発行時期が遅れる場合や、国民健康保険税等の各種保険料等の算定が遅れる場合がございますのでご了承ください。
○申告書の記入等で不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。

【申告書の提出先・問い合わせ先】

那珂川市役所 税務課 市民税担当

〒811-1292 福岡県那珂川市西隈1-1-1

TEL 092-953-2211 (内線 164・165)

mail zeimu@city-nakagawa.fukuoka.jp